

No. 1093 (2020. 3.19)

あおり運転に対する諸外国の法制度等

はじめに

I 日本国内の現状

- 1 あおり運転への対応
- 2 取締り等の状況

II 各国の法制度

- 1 イギリス
- 2 ドイツ
- 3 フランス
- 4 アメリカ

III 各国の現状

- 1 危険運転、車間距離保持義務違反に関する件数
- 2 攻撃的な運転の被害経験等
- 3 イギリスにおける危険運転（致死）厳罰化の動き

おわりに

キーワード：あおり運転、危険運転、車間距離保持義務違反、道路交通法、自動車運転死傷処罰法

- 日本では、「あおり運転」等の悪質・危険な運転が社会的な問題となっている。これに対応するため、警察は取締りを強化し、検挙件数も以前と比べて大幅に増加している。また、政府は道路交通法、自動車運転死傷処罰法の改正等の検討を進めている。
- 諸外国における「あおり運転」に対する法制度として、危険運転や攻撃的な運転に関する規定がある。また、車間距離保持義務違反等の取締りも行っており、日本の点数制度や反則金制度と同じような制度が運用されている。
- 諸外国においても攻撃的な運転の被害を経験した者は少なくなく、イギリスでは危険運転に関する厳罰化の要望等を受け、政府も法改正の検討を進めている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 たかやま よしひろ 高山 善裕

第 1 0 9 3 号

はじめに

あおり運転とは、一般的に「走行中、他の特定の車両に対して故意に運転を妨害したり威圧したりする悪質・危険な運転行為であり、道路交通法や刑法等の法律に抵触する犯罪」であるが¹、平成 29（2017）年 6 月の東名高速道路における交通死亡事故²を契機として、あおり運転等の悪質・危険な運転に対する罰則の強化等を求める国民の声が高まっている³。

政府は、あおり運転の抑止を図るため、あらゆる刑罰法令を適用して厳正な取締り等に努めるとともに、罰則の強化等についても検討を進めていくとしている⁴。

本稿では、日本国内におけるあおり運転への対応の現状を概観するとともに、諸外国（イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ）における法制度等の概要を紹介する。

I 日本国内の現状

1 あおり運転への対応

平成 30（2018）年 1 月、警察庁はあおり運転を抑止するため、厳正な捜査の徹底、迅速かつ積極的な行政処分の実施等の諸対策の推進を掲げた通達⁵を発出した。同通達には、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）に関わる、妨害を目的とする運転の態様と違反の種別が記載されているが、このうち主なものについて、罰則、点数⁶及び反則金⁷の額の項目を加え、まとめたものが表 1 である。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 2（2020）年 3 月 12 日である。

¹ 林秀明「いわゆる「あおり運転」への積極的な刑法犯適用について」『月刊交通』50(11), 2019.11, pp.34-35. なお、「衆議院議員中谷一馬君提出あおり運転の対応に関する質問に対する答弁書」（令和元年 10 月 15 日内閣衆質 200 第 15 号）において、政府は、あおり運転について法令上の定義はない、としている。

² パーキングエリアでの駐車方法を非難されて憤慨した被告人が、高速道路上において被害者の車を停止させようと同車両の前方に割り込み減速する等した上で、高速道路の追越車線に停車させ、暴行を加える等していたところ、走行してきた大型貨物自動車は被害者の車に追突し、被害者家族のうち 2 名が死亡、残り 2 名が負傷した事件。第 1 審判決（横浜地裁平成 30 年 12 月 14 日判決）では、危険運転致死傷罪の成立を認めた上で、懲役 18 年の有罪判決が出された（成瀬幸典「東名高速あおり運転事件第 1 審判決」『法学教室』470 号, 2019.11, p.138.）。これに対して、第 2 審判決（東京高裁令和元年 12 月 6 日判決）は、1 審における公判前整理手続の違法性を認定し、審理を地裁に差し戻した（「東名あおり 1 審破棄」『読売新聞』2019.12.7.）。

³ 令和元（2019）年 10 月、警察庁が行った調査によれば、あおり運転の抑止に必要な方法として罰則強化を挙げる人（74.6%）が最も多かった（「あおり被害 3 人に 1 人」『東京新聞』2019.12.6, 夕刊.）。

⁴ 安倍晋三内閣総理大臣答弁（第 200 回国会衆議院会議録第 3 号 令和元年 10 月 8 日 p15.）

⁵ 「いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について（通達）」（平成 30 年 1 月 16 日警察庁丁交指発第 2 号、丁運発第 7 号、丁交企発第 2 号）警察庁ウェブサイト <<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/shidou/aoriunntenntuutatsu.pdf>>

⁶ 点数制度は、自動車等の運転者の過去 3 年間の交通違反や交通事故にあらかじめ一定の点数を付し、その合計点数の多寡に応じて、免許の拒否、保留、取消し、停止等の処分を行う制度である（運転免許研究会編『点数制度の実務 第八訂版』啓正社, 2017, p.18.）。例えば、前歴がない場合、過去 3 年以内の累積点数が 15 点以上になると取消しとなり、取消期間は 1 年となる。また、6 点以上 14 点以下の時は、免許の効力が停止され、停止期間は最大 90 日となる（「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年 10 月 11 日警察庁丙運発第 24 号）警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/menkyo/menkyo20191011_r024.pdf>）。

⁷ 反則金制度は、一定の道交法違反者に対して、警察本部長が法令に定める定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が一定の期日までにこれを納付したときは、その違反行為の事件について公訴が提起されなくなり、納付がなかった時は、刑事手続が進行することを骨子とするものである（中原茂樹「交通反則金制度」『ジュリスト』1330 号, 2007.3.15, p.11.）。

表1 主な妨害を目的とする運転の態様と違反の種別等（道交法）

運転の態様	違反の種別	罰則	点数 ^(注1)	反則金の額 ^(注2)
前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るように挑発する。	車間距離保持義務違反（法第26条）	5万円以下の罰金（法第120条）	1点	6千円
	高速自動車国道等 ^(注3) の場合	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（法第119条）	2点	9千円
危険防止を理由としない不必要な急ブレーキをかける。	急ブレーキ禁止違反（法第24条）	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（法第119条）	2点	7千円
後方から進行してくる車両等が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるような進路変更を行う。	進路変更禁止違反（法第26条の2第2項）	5万円以下の罰金（法第120条）	1点	6千円
左側から追い越す。	追越しの方法違反（法第28条）	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（法第119条）	2点	9千円
車体を極めて接近させる幅寄せ行為を行う。	安全運転義務違反（法第70条） ^(注4)	3月以下の懲役又は5万円（過失の場合は10万円）以下の罰金（法第119条）	2点	9千円

(注1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）別表第2。なお、上の表の点数は一般違反行為（別表第2の1の表の上欄に掲げられている行為）に付する基礎点数。

(注2) 道交法施行令別表第6。なお、上の表に記載の反則金額は普通車のもの。

(注3) 高速自動車国道又は自動車専用道路

(注4) 幅寄せ行為について、他に初心運転者等保護義務違反（法第71条第5号の4）がある。

(出典)「いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について（通達）」（平成30年1月16日警察庁丁交指発第2号、丁運発第7号、丁交企発第2号）；林秀明「いわゆる「あおり運転」への積極的な刑法犯適用について」『月刊交通』50(11), 2019.11, p.35等を基に筆者作成。

また、道交法以外に関連する法律として、刑法（明治40年法律第45号）及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）がある。この中でも関連する規定として、刑法では、殺人（第199条）、傷害（第204条）、暴行（第208条）が、自動車運転死傷処罰法では、危険運転致死傷（第2条）が挙げられる⁸。刑罰について、例えば、危険運転致死傷は、人を負傷させた者は15年以下の懲役、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役となっている⁹。

2 取締り等の状況

あおり運転に係る道交法の規定のうち、車間距離保持義務違反¹⁰について、平成30（2018）年1月の通達以降、各都道府県警が取締りを強化した結果、1年間の取締り件数が、前年比約1.8倍の13,025件となった¹¹。過去5年の取締り件数をまとめると表2のとおりとなる。

⁸ 運転殺人等又は危険運転致死等（道交法施行令別表第2の2の特定違反行為）による免許の取消期間についても、道交法施行令第38条第7項及び別表第3の2の表に基づき、前歴等に応じて決められる。

⁹ 危険運転致死傷の要件は、人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為等を行うことである。

¹⁰ 「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）では、高速道路上での運転について、「路面が乾燥していて、タイヤが新しい場合は、時速100キロメートルでは約100メートル、時速80キロメートルでは約80メートルの車間距離」が必要であるとしている（第7章第2節(4)）。

¹¹ 「「あおり運転」摘発 車間距離違反1.8倍」『朝日新聞』2019.5.23；「近年のいわゆる「あおり運転」の警察における取締りの状況」（法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会第1回会議 配布資料4）2020.1.24. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001313464.pdf>>

表2 各年の車間距離保持義務違反の取締件数（平成27（2015）年～令和元（2019）年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
取締件数	8,173	7,625	7,133	13,025	15,065
うち、高速道路	7,571	6,690	6,139	11,793	13,787

（出典）「近年のいわゆる「あおり運転」の警察における取締りの状況」（法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会第1回会議 配布資料4）2020.1.24. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001313464.pdf>>; 「あおり運転1.5万件摘発」『日本経済新聞』2020.2.14を基に筆者作成。

また、交通捜査における自動車運転死傷処罰法の危険運転致死傷（第2条）の適用件数（妨害目的）は、平成29（2017）年が24件（致傷が22件、致死が2件）、平成30（2018）年が25件（致傷のみ）となっているほか、あおり運転に対する刑法犯の適用件数（平成30年中）は、殺人が1件、傷害が4件、暴行が24件となっている¹²。

II 各国の法制度

次にイギリス¹³、ドイツ、フランス、アメリカのあおり運転に対する法制度について、関連する規定として、各国の「危険運転」、「車間距離保持義務」の概要を紹介する。

1 イギリス

（1）危険運転に関連する規定

危険運転（dangerous driving）については、1988年道路交通法（以下「1988年道交法」という。）¹⁴第1条～第2A条に規定されている¹⁵。運転の方法について、能力があり、注意深い運転者（competent and careful driver）として期待されるものからはるかに下回る水準であること、又は能力があり、注意深い運転者にとって、そのような運転をすることが危険であることが明白である場合に危険運転とみなされる（第2A条(1)）¹⁶。また、イギリス検察庁（Crown Prosecution Service: CPS）は、危険運転の例として、「レースをすること、過度に速く進むこと、又は攻撃的な運転をすること（racing, going too fast, or driving aggressively）」、「危険な追い抜き（overtaking dangerously）」等を挙げている¹⁷。

¹² 寺江章「悪質危険運転者に対する取締りの現状と課題」『月刊交通』50(11), 2019.11, pp.11-12; 『交通安全白書 令和元年版』内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r01kou_haku/zenbun/genkyo/topics/topic_13.html> なお、令和元（2019）年6月末までの半年の件数として、妨害目的の危険運転致傷罪は15件（前年同期比7件増）、刑法犯の適用件数（暴行等）は18件となっている。

¹³ イギリスの対象は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドである。

¹⁴ Road Traffic Act 1988 (c.52).

¹⁵ 危険運転は、1930年道路交通法（Road Traffic Act 1930 (c.43.））において、無謀運転（reckless driving）、不注意運転（careless driving）とともに規定されたが、不注意運転と危険運転の区別が難しいことから、1977年刑法（Criminal Law Act 1977 (c.45.））により、道路交通法の規定から外された（Department of Transport and Home Office, *Road Traffic Law Review Report*, London: Her Majesty's Stationery Office, 1988, p.51.）。その後、1991年道路交通法（Road Traffic Act 1991 (c.40.））により、1988年道交法の規定について、無謀運転に代わり、運転に関してより観測可能な基準に基づく危険運転が規定された（Louise Butcher, “Serious driving offences,” *House of Commons Library Briefing Paper*, SN01496, 2016.12.7, pp.4-5. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN01496/SN01496.pdf>>）。

¹⁶ 邦訳は、川本哲郎「交通犯罪としての「あおり運転」の抑止に向けて」『同志社法学』71(2), 2019.5, p.22; 矢武陽子「世界のあおり運転について」『警察学論集』72(1), 2019.1, p.55を基とした。

¹⁷ “Dangerous driving,” *Driving offences*. Crown Prosecution Service website <<https://www.cps.gov.uk/driving-offences>>

刑罰は、1988年交通犯罪者法（以下「交通犯罪者法」という。）¹⁸第33条及び別表2に規定されている。また、同法は運転免許の剥奪等も規定しており（第34条）、これらをまとめると表3のとおりとなる。

表3 イギリスにおける危険運転に関する刑罰等

規定内容	刑罰（最大）	運転免許剥奪 ^(注)
危険運転によって死亡をもたらす (1988年道交法第1条関係)	14年の自由刑（正式起訴のみ）	少なくとも2年
危険運転によって重大な傷害をもたらす (1988年道交法第1A条関係)	5年の自由刑若しくは罰金又はその両方 (略式起訴の場合、12月の自由刑若しくは無制限の罰金又はその両方)	少なくとも2年
危険運転を行う (1988年道交法第2条関係)	2年の自由刑若しくは罰金又はその両方 (略式起訴の場合、6月の自由刑若しくは無制限の罰金又はその両方)	少なくとも12月

(注) 例外的に免許の剥奪がない場合には、3～11の違反点数が付与される。なお、違反点数に関して、3年以内で12点以上となった場合、裁判所は免許の剥奪を命じなければならない。剥奪期間は、最低6月であるが、3年以内の剥奪回数が2回目の場合は12月、3回目の場合は2年となる（交通犯罪者法第35条；“Driving disqualifications.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/driving-disqualifications>>）。

(出典) 川本哲郎「交通犯罪としての「あおり運転」の抑止に向けて」『同志社法学』71(2), 2019.5, p.22; 矢武陽子「世界のあおり運転について」『警察学論集』72(1), 2019.1, p.55; “Penalty table,” *The Highway Code*. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/the-highway-code/annex-5-penalties>> を基に筆者作成。

(2) 車間距離保持義務に関連する規定

車間距離保持義務について、イギリス検察庁は、1988年道交法第3ZA条等で定義されている不注意又は軽率な運転 (careless or inconsiderate driving)¹⁹の具体例として、別の車に接近し過ぎることを挙げている²⁰。また、道路規範 (Highway Code) においては、前車が少なくとも2秒走行した距離に相当する車間距離（濡れた道路の場合は4秒）を開けるべきである、と規定されている（規則 (Rule) 126。雨天の場合については規則 227)²¹。

刑罰等は、危険運転同様、交通犯罪者法に規定されており、これらをまとめると表4のとおりとなる。なお、不注意又は軽率な運転は、反則金制度 (fixed penalty)²²の対象であり、金額は100ポンドである²³。

¹⁸ Road Traffic Offenders Act 1988 (c.53).

¹⁹ 不注意運転と危険運転の違いについて、能力があり注意深い運転者と比較して、前者はそれを下回る (below) 水準であるのに対し、後者はそれをはるかに下回る (far below) 水準である (Ministry of Justice, *Driving offences and penalties relating to causing death or serious injury*, 2016.12, p.6. <https://consult.justice.gov.uk/digital-communications/driving-offences-causing-death-or-serious-injury/supporting_documents/drivingoffencesconsultationdocument.pdf>)。

²⁰ この他に「不必要に追い抜き車線に留まること (unnecessarily staying in an overtaking lane)」、「不必要に遅い運転やブレーキをかけること (unnecessarily slow driving or braking)」等も挙げられている (“Careless or inconsiderate driving,” *Driving offences, op.cit.*(17).)

²¹ “The Highway Code.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/the-highway-code>> なお、当該規定に違反したことで直ちに訴追されることはないが、責任を立証するため、1988年道交法等に関する訴訟手続において、証拠として用いられ得る (“Wording of The Highway Code,” *The Highway Code. idem* <<https://www.gov.uk/guidance/the-highway-code/introduction>>）。

²² 反則金制度とは、対象となる犯罪に関して警察官が違反者に対して反則金の通告を行い、違反者が一定の期限内にその支払を行うことにより、手続が終了し、違反者は有罪判決 (conviction) を免ぜられるものである (法務総合研究所編『犯罪白書 平成13年度版』2001, p.246.)。また、運転者が、再訓練課程 (retraining course) への参加等を行った場合、反則金は課せられない (Home Office, *Police powers and procedures, England and Wales, year ending 31 March 2019*, 2019.10.24, p.40. *ibid.* <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/841408/police-powers-procedures-mar19-hosb2519.pdf>)。

²³ The Fixed Penalty (Amendment) Order 2013 (2013 No.1569), article 2

表4 イギリスにおける不注意又は軽率な運転に関する刑罰等

規定内容	刑罰（最大）	運転免許剥奪等
不注意又は軽率な運転によって死亡をもたらす（1988年道交法第2B条関係）	5年の自由刑若しくは罰金又はその両方（略式起訴の場合、12月 ^{（注1）} の自由刑若しくは無制限の罰金又はその両方）	少なくとも1年 ^{（注2）}
不注意又は軽率な運転を行う（1988年道交法第3条関係）	標準罰金等級（standard scale）のレベル5 ^{（注3）} （略式起訴のみ）	違反点数（3～9）の付与又は一定期間の剥奪 ^{（注4）}

（注1） イングランド及びウェールズの場合。スコットランドは6月。

（注2） 例外的に免許の剥奪がない場合、3～11の違反点数が付与される（“Penalty table,” *The Highway Code*. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/the-highway-code/annex-5-penalties>>）。

（注3） 標準罰金等級は、1982年刑事司法法（Criminal Justice Act 1982 (c.48).）第37条に規定されており、レベル5は5,000ポンドである。

（注4） 特別な理由がない限り、裁判所は違反点数（3～9）を付与しなければならず、それをしない場合、一定期間の運転免許の剥奪等を行わなければならない（“Driving without due care and attention,” *Road Traffic – Charging*, 2019.1.3. Crown Prosecution Service website <<https://www.cps.gov.uk/legal-guidance/road-traffic-charging>>）。

（出典）1988年交通犯罪者法別表2等を基に筆者作成。

2 ドイツ

（1）危険運転に関連する規定

危険運転に関連する規定として、ドイツ刑法典（Strafgesetzbuch (StGB)）第315c条（道路交通の危殆（きたい）化（Gefährdung des Straßenverkehrs））第1項第2号がある。これは、「重大な交通違反をし、無謀に」、以下のa) からg) までに挙げた行為（いわゆる七大罪）をし、「他者の身体若しくは生命又は大きな価値のある他者の物を危険にさらす」ことを言う²⁴。七大罪とは、「a) 優先通行権²⁵に従わず」、「b) 誤った追越しをし、又は追越しの際に誤った運転をし」、「c) 横断歩道で誤った運転をし」、「d) 見通しのきかない場所、交差点、合流地点又は踏切において、過度の高速度で運転し」、「e) 見通しのきかない場所で、右側通行を遵守せず」、「f) アウトバーン又は自動車専用道路上で方向転換し、後ろに向けて若しくは運転方向と逆に走行し、又は、これらを試み」、「g) 交通の安全のために必要であるにもかかわらず、停車し又は動けなくなった乗り物を、十分な距離をとって標示しない」ことである。

刑罰については、5年以下の自由刑又は罰金（刑法典第315c条第1項）である。ただし、過失犯の場合は、2年以下の自由刑又は罰金である（同条第3項）。

また、裁判所は、自動車の運転に関して自由刑又は罰金を命じられた者に対して、1月以上6月以下の期間、運転禁止を命じることができる（同法典第44条）。

これとは別に、有罪判決を受けた者で運転に不適格であると考えられる者に対して、裁判所が運転免許を取り消すという規定もあり、道路交通の危殆化については、原則として運転に不適格であると判断される（同法典第69条）。運転免許を取り消す場合、裁判所は6月以上5年以下の期間、新たな運転免許を与えてはならないことを決定する（同法典第69a条）²⁶。

²⁴ 邦訳は、「自動車運転による死傷事犯に対する主要国等における罰則」（法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会第1回会議 配布資料6）2012.10.2. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000102729.pdf>>; 根津洗希「道路交通の危殆化—「追い越しの際の誤った運転」の概念—」『比較法雑誌』51(3), 2017.12, pp. 239-240; 高山佳奈子「ドイツにおける交通事件処理」『成城法学』69号, 2002.12, p.77を基とした。

²⁵ 交差点では右から来た車を先に通さなければならない（山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, pp.703-704.）。

²⁶ 運転禁止（第44条）と運転免許取消し（第69条）の関係について、運転禁止は、交通において重大な義務違反を

また、違反点数²⁷について、刑法典第 315c 条の罪を犯した場合、通常、2 点が付与される²⁸。

(2) 車間距離保持義務に関連する規定

車間距離保持義務について、道路交通法施行令 (Straßenverkehrsordnung (StVO)) において、前の車が突然、速度を落としたり、止まったりしても安全に止まれるようにするため、十分な距離を取らなくてはならない旨の規定があるものの、車間に係る具体的な数値は示されていない²⁹。

運転免許規則 (FeV) 等³⁰では、車の速度に応じた車間距離、その違反に対する標準的な過料³¹等が規定されており、過料は最大 400 ユーロ、運転禁止期間は最大 3 月、違反点数は最大 2 点となっている。

また、55 ユーロ以下の過料については、警告金という形でこれを徴収することができる³²。

3 フランス

(1) 危険運転に関連する規定

危険運転に関連する規定として、フランス刑法典 (Code pénal) 第 223-1 条 (注意義務又は安全義務を明らかに意図的に怠り、人身を危険にさらさせる行為³³) がある。また、第 221-6-1 条 (運転者が、注意義務又は安全義務を怠ること等のため、過失により他人を死亡させる行為)、第 222-19-1 条 (運転者が、注意義務又は安全義務を怠ること等のため、過失により 3 月以上を超える労働不能にさせる行為) があり³⁴、それぞれ、注意義務又は安全義務を明らかに意図的に怠った等の場合には、刑を加重する規定がある。

示したものの、第 69 条の自動車運転に適さないとまでは評価されない者に、一種のこらしめとして作用するものである (Franz Streng (藪中悠ほか訳) 「ドイツにおける刑事制裁—経験的視点を交えた概観—」『慶應法学』34 号, 2016.3, p.108.)。

²⁷ 点数制度は、道路交通法 (Straßenverkehrsgesetz (StVG)) 第 4 条に定められており、犯罪等に対して交通中央登録所に点数が登録され、加算されていくものであり (高山 前掲注(24), p.90)、点数が 8 点以上になると、免許が取り消される。なお、点数の消滅期間は累積点数によって異なる (アンネ・ティンマーマン「ドイツにおける交通安全教育&活動」pp.6-7. 公益財団法人国際交通安全学会ウェブサイト <https://www.iatss.or.jp/common/pdf/iatss/comp/osition/FY2014_Report_DE_Jp.pdf>)。

²⁸ 運転免許規則 (Verordnung über die Zulassung von Personen zum Straßenverkehr (Fahrerlaubnis-Verordnung - FeV)) 付表 13 通し番号 (laufende Nummer) 1.5, 2.1.5

²⁹ 道路交通法施行令 (Straßenverkehrs-Ordnung (StVO)) 第 4 条

³⁰ 運転免許規則付表 13 通し番号 (laufende Nummer) 2.2.4, 3.2.3; 過料一覧に関する命令 (Verordnung über die Erteilung einer Verwarnung, Regelsätze für Geldbußen und die Anordnung eines Fahrverbotes wegen Ordnungswidrigkeiten im Straßenverkehr (Bußgeldkatalog-Verordnung (BkatV)) 付表第 1 章通し番号 12 (Anlage Abschnitt I Lfd.Nr.12), 表 2 (Tabelle 2)

³¹ 過料は秩序違反法 (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten (OWiG)) に定められており、軽微な違反行為に科され得るものである (Franz Streng (井田良・小池信太郎訳) 「ドイツにおける量刑—その概要と現代的課題—」『慶應法学』8 号, 2007.10, p.128.)。

³² 過料一覧に関する命令 (BkatV) 第 1 条。なお、警告金の金額は 5 ユーロから 55 ユーロであり、警告金なしの口頭又は文書の警告で済ませることもできるほか、違反行為が交通中央登録所に登録されない (秩序違反法第 56 条; 高山 前掲注(24), p.89; 岡上雅美「ドイツにおける交通事犯の規制と制裁—最近の諸改正を含めて—」高橋則夫ほか編集委員『野村稔先生古稀祝賀論文集』成文堂, 2015, pp.507-508.)。

³³ 邦訳は、島岡まな「フランスにおける交通犯罪 (1)」『捜査研究』50(12), 2001.12, p.35 を基とした。

³⁴ 邦訳は、「自動車運転による死傷事犯に対する主要国等における罰則」前掲注(24)を基とした。なお、注意義務等を怠ることについて、条文では、不熟練 (maladresse)、軽率 (imprudence)、不注意 (inattention) 若しくは怠慢 (négligence)、又は法律若しくは規則によって課される注意義務 (obligation de prudence) 若しくは安全義務 (obligation de sécurité) を怠ること、と規定している (島岡まなほか『フランス刑事法入門』法律文化社, 2019, p.68.)。

第 223-1 条は、1992 年の刑法改正で盛り込まれた規定であり³⁵、実質的には過失致死傷罪には至らない以前の段階の危険な行為を処罰するものである³⁶。第 221-6-1 条及び第 222-19-1 条は、飲酒運転、スピード違反等による交通事故が多いこと等を背景として³⁷、2003 年に規定された³⁸。

これらの規定に関する刑罰等³⁹については表 5 のとおりである。

表 5 フランスにおける危険運転に関する主な刑罰等

規定内容	刑罰	運転免許停止（司法停止）
注意義務又は安全義務等を怠り、他人を死亡させる（刑法典第 221-6-1 条）	5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金（明らかに意図的に怠った等の場合 ^(注1) ）、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金	最長 5 年間の運転免許停止（刑法典第 221-8 条） （明らかに意図的に怠った等の場合、運転免許停止期間は最大 10 年）
注意義務又は安全義務等を怠り、3 月以上を超える労働不能にさせる（刑法典第 222-19-1 条）	3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金（明らかに意図的に怠った等の場合 ^(注2) ）、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金	最長 5 年間の運転免許停止（刑法典第 222-44 条） （明らかに意図的に怠った等の場合、運転免許停止期間は最大 10 年）
注意義務又は安全義務を明らかに意図的に怠り、人身を危険にさらさせる（刑法典第 223-1 条）	1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金	最長 5 年間の運転免許停止（刑法典第 223-18 条）

(注 1) このほか、酩酊又は一定以上の酒気帯びの影響を受けていた場合、麻薬を使用していた場合、これらに係る検査を拒否した場合、無免許運転の場合、50km/h 以上の速度超過の場合、ひき逃げの場合がある。また、これらのうち、2 以上の状況で行われた場合、10 年の拘禁刑及び 150,000 ユーロの罰金となる。

(注 2) その他の場合は、注 1 と同じ。また、これらのうち、2 以上の状況で行われた場合、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金となる。

(出典) 「自動車運転による死傷事犯に対する主要国における罰則」（法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会第 1 回会議 配布資料 6）2012.10.2; 島岡まな「フランスにおける交通犯罪（1）」『捜査研究』50（12）、2001.12、pp.34-35; 川本哲郎「交通犯罪としての「あおり運転」の抑止に向けて」『同志社法学』71（2）、2019.5、p.23 等を基に筆者作成。

(2) 車間距離保持義務に関連する規定

道路交通法典（Code de la route）R 第 412-12 条において、原則として、少なくとも前車が 2 秒走行した距離に相当する車間距離を開けることが規定されている⁴⁰。これに違反した場合、

³⁵ Loi n° 92-684 du 22 juillet 1992 portant réforme des dispositions du code pénal relatives à la répression des crimes et délits contre les personnes

³⁶ 島岡 前掲注(33)

³⁷ 下院法務委員会報告書第 689 号（2003 年 3 月 12 日）。Richard Dell’Agnola, “Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles (Assemblée Nationale documents parlementaires, XII^e législature, n°689).” <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r0689.asp>>

³⁸ 道路交通上の暴力に対する闘いを強化する 2003 年 6 月 12 日の法律第 2003-495 号（Loi n° 2003-495 du 12 juin 2003 renforçant la lutte contre la violence routière）。なお、第 223-1 条等の 3 つの規定について、制定当時は、「安全義務又は注意義務」だったが、2011 年の法改正（Loi n° 2011-525 du 17 mai 2011 de simplification et d’amélioration de la qualité du droit, article 185）により「注意義務又は安全義務」の順になった。

³⁹ これとは別に、運転免許証の行政停止（suspension administrative）の制度もあり、その期間は原則として 6 月を超えないものとされている（道路交通法典（Code de la Route）L 第 224-2 条）。この停止は、酒気帯び運転や麻薬を使用していた場合、それに係る検査を拒否した場合等に行われる。また、行政停止の期間が終了する前に運転免許証の司法停止（裁判所による免許停止）が行われた場合、停止期間は累積されず、司法停止期間に置き換えられる（“Suspension administrative du permis de conduire,” 2019.12.26. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14836>>）。

⁴⁰ トンネル内については、50 メートル以上開けることが規定されている（道路交通法典 L 第 412-2 条）。

第4級の違警罪⁴¹に該当し（道路交通法典 R 第 412-12 条V）、最大 750 ユーロの罰金となる（刑法典第 131-13 条）。一定の違警罪については、反則金制度（*amende forfaitaire*）が設けられており反則金の支払によって公訴権が消滅する⁴²。本罪に係る反則金の額は 135 ユーロとなっている（刑事訴訟法典（Code de procédure pénale）R 第 49 条）。また、3 年を超えない期間の運転免許停止となるほか（道路交通法典 R 第 412-12 条VI）、運転免許点数については 3 点減となる（同条VII）⁴³。

4 アメリカ

(1) 危険運転に関連する規定

危険運転に関連して、全米州議会議員連盟（National Conference of State Legislatures）によるまとめ（2017 年）では、11 州において攻撃的な運転（*aggressive driving*）に関する州法が制定されているほか、2 州（カリフォルニア州及びユタ州）において無謀運転（*reckless driving*）に関する州法が制定されている⁴⁴。ここでは、攻撃的な運転に関する例としてアリゾナ州を、無謀運転に関する例としてカリフォルニア州を取り上げる。

(i) アリゾナ州

アリゾナ州では、攻撃的な運転について、州法（Arizona Revised Statutes）で「スピード違反に加えて、(a)から(e)までのうち、少なくとも 2 つに違反していること」と「他の車や人に直接的な危険（*immediate hazard*）を与えること」の両方が起きることと規定している。この(a)から(e)までの内容は、(a)道路交通制御装置（*traffic control devices*）に従わないこと、(b)他の車を右側から追い越すこと、(c)危険な車線変更を行うこと、(d)他の車に近づき過ぎること、(e)（優先通行権のある人に）道を譲らないこと、である（州法第 28-695 条）⁴⁵。

刑罰については、第 1 級軽罪に該当し（州法第 28-695 条 B）、6 月以下の自由刑（州法第 13-707 条）及び 2,500 ドル以下の罰金（州法第 13-802 条 A）となっている。なお、有罪判決を受けた場合、交通救急教習所（Traffic Survival School: TSS）⁴⁶への参加が必須であるほか、裁判

⁴¹ フランスの刑罰は違反行為の重大性において、重罪、軽罪、違警罪に区別される（島岡ほか 前掲注(34), p.246.）。違警罪は第 1 級から第 5 級に分かれ、車間距離保持義務違反と同じ第 4 級のものとして、「危険な追い越し（*Dépassement dangereux*）」等がある（“*Infractions et classes de contraventions.*” Sécurité Routière website <<https://www.securite-routiere.gouv.fr/reglementation-liee-la-route/regles-de-circulation-et-infractions-routieres/infractions-et-classes>>）。

⁴² Raymond Guillien et Jean Vincent 編著（中村紘一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳）『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.29.

⁴³ 運転免許点数について持ち点制度となっており（最大 12 点（道路交通法典 R 第 223-1 条））、違反行為を行った場合、持ち点が減らされる。なお、違反行為が第 4 級の違警罪に該当し、運転免許点数が 3 点減の場合、3 年間違反行為を行わないことで点数を回復することができる。また、研修による点数回復（*Récupération par stage*）もある（“*Points du permis de conduire: retrait et récupération,*” 2019.5.2. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1685>>）。

⁴⁴ “*Aggressive Drivers*”; “Appendix G,” Amanda Essex et al., *Traffic Safety Trends: State Legislative Action 2017, 2018*. 6.28. National Conference of State Legislatures website <<http://www.ncsl.org/research/transportation/traffic-safety-trends-state-legislative-action-2017.aspx>> なお、攻撃的な運転と無謀運転は同じような運転態様であるとされている。

⁴⁵ (e)の優先通行権として、交差点等で左側の車両が右側の車両に道を譲らなければならないこと等がある（州法第 28-771 条から第 28-777 条までに規定）。また、アリゾナ州では、無謀運転（*reckless driving*）も規定されており、人又は財産の安全に対する未必の故意による無視（*reckless disregard for the safety of persons or property*）をした運転をいう（州法第 28-693 条）。

⁴⁶ Traffic Survival School website <<https://www.azstatetss.org>> TSS は非営利、非政府で公共的なサービスを提供する国家安全協議会（National Safety Council）のアリゾナ支部によって運営されている。

所により 30 日間の運転免許停止となる可能性がある。また、24 月以内に 2 回目の違反を犯した場合、第 1 級軽罪のほか、1 年の免許の取消し (revoke) となる (州法第 28-695 条 C, D) ⁴⁷。

(ii) カリフォルニア州

無謀運転について、州車両法典 (California Vehicle Code. 以下「車両法典」という。) 第 23103 条は、人又は財産の安全に対する、故意又は未必の故意の無視 (willful or wanton disregard) による運転と規定している⁴⁸。なお、無謀運転の結果、人の身体に傷害を与えた場合については同法典第 23104 条、重大な傷害を与えた場合については同法典第 23105 条にそれぞれ規定されており、より刑罰が加重される⁴⁹。

これらの刑罰等は表 6 のとおりである。なお、無謀運転に関する違反点数は 2 点である⁵⁰。

表 6 カリフォルニア州における無謀運転に関する主な刑罰等

規定内容	刑罰	運転免許停止 (注1)
人又は財産の安全に対する、故意又は未必の故意の無視 (車両法典第 23103 条)	5 日以上 90 日以下の拘禁若しくは 145 ドル以上 1,000 ドル以下の罰金又はその両方 (注2)	初犯) 最大 30 日 再犯) 最大 60 日 再々犯以上) 最大 6 月 (注3)
上記の場合で、運転者以外の人に傷害を与える (車両法典第 23104 条)	30 日以上 6 月以下の拘禁若しくは 220 ドル以上 1,000 ドル以下の罰金又はその両方 (注4)	最大 6 月 (注5)
上記の場合で、運転者以外の人に重大な傷害を与える (車両法典第 23105 条)	以下の拘禁や罰金 (又はその両方) ・カリフォルニア州刑法典 (Penal Code) 第 1170 条(h) に規定された刑罰 (16 月、2 年又は 3 年の拘禁) ・30 日以上 6 月以下の拘禁 ・220 ドル以上 1,000 ドル以下の罰金	最大 6 月

(注 1) 免許停止は裁判所によって行われるが、義務的ではなく、裁量的である。

(注 2) 幹線道路 (highway) の場合。幹線道路以外 (off-highway) の場合、5 日以上 90 日以下の拘禁若しくは 50 ドル以上 500 ドル以下の罰金又はその両方である (車両法典第 38316 条)。

(注 3) 車両法典第 13200 条

(注 4) 幹線道路の場合。幹線道路以外の場合、30 日以上 6 月以下の拘禁若しくは 100 ドル以上 1,000 ドル以下の罰金又はその両方である (車両法典第 38317 条)。

(注 5) 車両法典第 13201 条(b)。車両法典第 23105 条の場合も同じ。

(出典) 川本哲郎「交通犯罪としての「あおり運転」の抑止に向けて」『同志社法学』71(2), 2019.5, p.21; 矢武陽子「世界のあおり運転について」『警察学論集』72(1), 2019.1, p.55 等を基に筆者作成。

⁴⁷ “Aggressive Driving,” *Penalties*. Arizona Department of Transportation website <<https://azdot.gov/motor-vehicles/drive-r-services/driver-improvement/penalties>>

⁴⁸ 矢武 前掲注(16)

⁴⁹ なお、第 23105 条に規定されている重大な傷害は、意識喪失、脳震盪、骨折等であり、これらのうち、1 つ以上の傷害を与えた場合に罰せられる。

⁵⁰ 車両法典第 12810 条(c)。なお、違反点数が、12 月の間で 4 点以上、24 月の間で 6 点以上、36 月の間で 8 点以上となった場合、怠慢な運転者 (negligent operator) としてみなされ (車両法典第 12810.5 条)、6 月の免許停止 (同時に 1 年間の保護観察 (Probation)) となる (“Level III (Probation/Suspension),” *Guidelines And Actions*. State of California Department of Motor Vehicles website <https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/dl/driversafety/neg_operator>)。また、通常の場合、違反点数は 39 月 (3 年 3 月) 記録が残る (“How long does a point stay on my driver record?” *What is a Point? idem* <https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/teenweb/more_btn6/points/>)。

(2) 車間距離保持義務に関連する規定

(i) アリゾナ州

州法では、近づき過ぎること (following too closely) に関する規定があるものの、具体的な基準は示されていない (州法第 28-730 条)。なお、州の運転免許マニュアルには、前車が 3 秒から 6 秒走行した距離に相当する車間距離を開ける「3 秒から 6 秒ルール (“3-6 second” rule)」が示されている⁵¹。

罰金に関しては、召喚される州内の裁判所によって異なっており⁵²、例えば、ココニノ郡 (Coconino County) にあるフラグスタッフ (Flagstaff) 治安判事裁判所 (Justice Court) の場合は 204 ドルであり⁵³、ラパス郡 (La Paz County) にあるサロメ (Salome) 治安判事裁判所の場合は、272.30 ドルである⁵⁴。また、違反点数については、州の行政規則において各違反行為と点数が規定されており、車間距離保持義務違反は、その他の交通違反 (2 点) に該当する⁵⁵。

(ii) カリフォルニア州

カリフォルニア州も、アリゾナ州同様、近づき過ぎることに関する規定が車両法典にあるものの具体的な基準は示されておらず (車両法典第 21703 条)、州の運転ハンドブックにおいて、前の車に接近して走ること (tailgating) を避けるためとして、前車が 3 秒走行した距離に相当する車間距離を開ける「3 秒ルール (3 second rule)」が示されている⁵⁶。

州の裁判官会議 (Judicial Council of California) において、毎年、統一保釈、罰則表 (Uniform Bail and Penalty Schedules) を公表しており、車間距離保持義務違反の基礎的な罰金額は 35 ドルとなっている⁵⁷。また、違反点数は 1 点となっている⁵⁸。

⁵¹ Arizona Department of Transportation, *Arizona Driver License Manual and Customer Service Guide*, 2019.9, p.20. <<https://apps.azdot.gov/files/mvd/mvd-forms-lib/99-0117.pdf>>

⁵² “COURTS AND TRAFFIC TICKET INFORMATION.” Arizona Department of Public Safety website <<https://www.azdps.gov/services/public/courts>>

⁵³ “Title 28 – Transportation (fees and fines).” Coconino County website <<https://www.coconino.az.gov/DocumentCenter/View/6630/Title-28-Fines---Flagstaff-JC?bidId=>>>

⁵⁴ “FINE/SANCTION SCHEDULE (Effective March 1, 2018).” La Paz County website <<http://www.co.la-paz.az.us/DocumentCenter/View/337/Traffic-Ticket-Bond-Brochure-3-1-2018-PDF?bidId=>>>

⁵⁵ アリゾナ州行政規則 (Arizona Administrative Code) 第 R17-4-404 条 A 及び付表。なお、過去 12 月の点数が 8 点以上の場合、TSS を受講するか、運転免許が停止される (州行政規則第 R17-4-404 条 B)。なお、主な違反行為と点数が一覧にまとめられたものとして、“Points Assessment.” Arizona Department of Transportation website <<https://aazdot.gov/motor-vehicles/driver-services/driver-improvement/points-assessment>> がある。

⁵⁶ “Know What Is Ahead,” *California Driver Handbook - Visual Search*. State of California Department of Motor Vehicles website <<https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/pubs/hdbk/scanning>>

⁵⁷ Judicial Council of California, “Uniform Bail and Penalty Schedules (2020 EDITION),” p.10. California Courts website <https://www.courts.ca.gov/documents/UBPS_2020_Final.pdf> なお、表には保釈金 (Bail) の額等も記載されており、車間距離保持義務について、それらを合計した金額は 238 ドルである。交通違反の通知内容について争わない場合は裁判所に出頭する必要はないものの、保釈金の支払が必須である (“Do You Have to Post Bail for Your Traffic Infraction?” *Traffic & Ticket Basics. idem* <<https://www.courts.ca.gov/8452.htm>>)。

⁵⁸ “Vehicle Code Violations used in Negligent Operator Counts.” State of California Department of Motor Vehicles website <<https://www.dmv.ca.gov/portal/dmv/detail/dl/vioptct>>

Ⅲ 各国の現状

1 危険運転、車間距離保持義務違反に関する件数

イギリス⁵⁹において、2018年に道路交通法違反で起訴された人は、691,009人（前年669,785人）であり、このうち、危険運転は3,774人（前年3,849人）、危険運転致死は215人（前年225人）である。車間距離保持義務違反と関係のある、不注意な運転（運転中の携帯電話の使用を除く。）は12,257人（前年13,287人）、不注意又は軽率な運転致死は167人（前年237人）である⁶⁰。また、不注意な運転による反則金の件数（2018年）は、18,500件（前年15,300件）であった（反則金全体の件数は2,483,000件）⁶¹。

フランスの2018年交通事故報告によれば、車間距離保持義務違反の件数は20,752件となっており、前年よりも9%増加している⁶²。また、車間距離保持義務違反による免許点数の減少に伴う違反行為の件数（2018年）は10,791件（免許点数の減少に伴う違反行為全体は10,294,361件）であり、前年よりも17.6%増加している⁶³。

ドイツにおいて、2018年の刑法典第315c条（道路交通の危殆化）に関する有罪判決の件数は、12,632件であり、このうち事故に関わるものは10,772件である⁶⁴。また、2018年の車間距離保持義務違反による交通事故件数（運転者が原因の事故件数全体は、247,385件）は39,393件（前年39,490件）となっている⁶⁵。

アメリカのうち、アリゾナ州では、2018年の交通事故（249,410件）のうち、攻撃的運転によるものは157件、近づき過ぎ（Followed too closely）によるものは8,801件である⁶⁶。カリフォルニア州では、速度違反と攻撃的な運転（Speeding and aggressive driving）に関して、2017年の負傷件数が89,706件（前年91,690件）となっている⁶⁷。

⁵⁹ イギリスの統計については、イングランド及びウェールズを対象とする。

⁶⁰ Ministry of Justice, “Overview tables: Table A6.1-Defendants proceeded against at magistrates’ courts, by motoring offence, 2008 to 2018,” *Criminal Justice System statistics quarterly: December 2018*, 2019.5.16. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/831631/overview-tables-dec-2018.ods>

⁶¹ Home Office, “Fixed penalty notices for motoring offences statistics data tables: FPN.02: Motoring offences resulting in fixed penalty notices (FPNs), driver retraining or court action by offence type, England and Wales, 2011 to 2018,” *Police powers and procedures, England and Wales year ending 31 March 2019*, 2019.10.24. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/841256/fixed-penalty-notices-police-powers-procedures-mar19-hosb2519-tables.ods> 当該件数には、運転中の携帯電話の使用に係る件数は除かれ、再訓練（driver retraining. 前掲注(22)の再訓練課程）等の件数を含む。なお、統計表の表記は千人単位である。

⁶² Observatoire national interministériel de la sécurité routière, *La sécurité routière en France: Bilan de l'accidentalité de l'année 2018*, 2019, p.106. <<https://www.onisr.securite-routiere.interieur.gouv.fr/sites/default/files/2019-09/Bilan%20de%20l%20accidentalit%C3%A9%20routi%C3%A8re%20de%20l%20ann%C3%A9e%202018.pdf>>

⁶³ Observatoire national interministériel de la sécurité routière, *Les infractions au code de la route et au code des transports: L'impact sur le permis à points Bilan statistique 2018*, pp.117-119. <<https://www.onisr.securite-routiere.interieur.gouv.fr/sites/default/files/2019-10/Bilan%20Infractions%20Impact%20Permis%20A%20Points%202018%20.pdf>> なお、2018年の車間距離保持義務違反により減少した累積免許点数は、32,883点（前年28,002点）である（*idem*, p.42.）。

⁶⁴ “Rechtspflege (Strafverfolgung) 2018,” 2019.12.18, pp.46-49. Statistisches Bundesamt website <https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Justiz-Rechtspflege/Publikationen/Downloads-Strafverfolgung-Strafvollzug/strafverfolgung-2100300187004.pdf?__blob=publicationFile> なお、いわゆる7大罪の各有罪件数についても記載しており、(a)174件、(b)701件、(c)21件、(d)62件、(e)10件、(f)46件、(g)3件となっている。

⁶⁵ “Verkehrsunfälle (Zeitreihen) 2018,” 2019.7.9, p.189. *ibid.* <https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Verkehrsunfaelle/Publikationen/Downloads-Verkehrsunfaelle/verkehrsunfaelle-zeitreihen-pdf-5462403.pdf?__blob=publicationFile>

⁶⁶ Arizona Department of Transportation, *Arizona Motor Vehicle Crash Facts 2018*, 2019.6, p.31. <<https://azdot.gov/sites/default/files/news/2018-Crash-Facts.pdf>>

⁶⁷ California Office of Traffic Safety, *California's Annual Report 2018*, p.27. National Highway Traffic Safety Administration website <https://www.nhtsa.gov/sites/nhtsa.dot.gov/files/documents/ca_fy2018_ar.pdf> なお、当該資料には、無謀運転

2 攻撃的な運転の被害経験等

日本において、令和元（2019）年10月の警察庁の調査で、過去1年間のあおり運転の被害を経験した者の割合は約35%に上り、最も多い被害内容は、後方からの著しい接近（81.8%）だった⁶⁸。

ヨーロッパ16か国（各国約1,000人）におけるオンラインによる調査（2015年）では、攻撃的な運転に遭う頻度について、10段階（10がよく遭う、0が全く遭わない）のうち、平均値が6.1となっている。また、攻撃的な運転者が増えていると考える人は全体の49%に上り、運転態様別では、注意散漫（distracted）な運転者（61%）に次いで多くなっている⁶⁹。

アメリカでは、16歳以上の運転者が、過去30日間にどの程度、攻撃的な運転を目撃したか調査（2017年）したところ、「日常的」と答えた人が42.6%に上った⁷⁰。

3 イギリスにおける危険運転（致死）厳罰化の動き

イギリスでは、2016年12月、司法省によって協議書（consultation document）⁷¹が公表され、その中で、危険運転によって死亡をもたらすこと（1988年道交法第1条関係）について、現在、14年の自由刑である法定刑（最大）を終身懲役（imprisonment to life）に変更することに関する意見募集がなされた⁷²。これに対して、全体の70%近くが賛成をし（15%は14年の自由刑を維持すべきとした。）、さらに、多くの回答で、他の運転者等に向けられた故意の運転行為は殺人罪等の罪を負わせるべきであるとの意見があった⁷³。

また、4歳の女兒が、制限速度を大幅に上回る速度で運転された盗難車にひかれて死亡した事件では、遺族が終身懲役の請願（petition）を行い、16万7千近くの署名を得た⁷⁴。

これに対し、政府は議会の予定が許せば、危険運転によって死亡をもたらすことに対する最高刑を引き上げる法案について、提出する予定としている⁷⁵。

（reckless driving）に関する統計は記載されていない。

⁶⁸ 『東京新聞』前掲注(3)

⁶⁹ K. Torfs et al., *European Survey of Road users' safety Attitudes: ESRA 2015 - The results*, 2016.6, pp.32-33. ESRA website <<https://www.esranet.eu/storage/minisites/esra2015results.pdf>>

⁷⁰ AAA Foundation for Traffic Safety, *2017 Traffic Safety Culture Index*, 2018.3, p.10. <<https://aaafoundation.org/wp-content/uploads/2018/03/TSCI-2017-Report.pdf>>

⁷¹ イギリスでは、法改正等の政策を導入するに当たって広く意見を求める、協議（consultation）が一般的に行われている（明渡将「英国の政治・行政制度と政治的任用者（5）」『自治研究』81(9), 2005.9, pp.102-106.）。

⁷² Ministry of Justice, *op.cit.*(19), p.12.

⁷³ Ministry of Justice, *Response to the consultation on driving offences and penalties relating to causing death or serious injury*, Cm9518, 2017.10, p.9. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/651879/consultation-response-on-driving-offences.pdf>

⁷⁴ “Violet-Grace’s Law - Life sentences for Death by Dangerous Driving.” Petitions - UK Government and Parliament website <<https://petition.parliament.uk/petitions/236952>>

⁷⁵ “Dangerous Driving: Sentencing: Written question – 230628 (Answered on: 14 March 2019).” Parliament UK website <<https://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-question/Commons/2019-03-11/230628/>> その他、政府の動きをまとめた資料として、Fintan Codd et al., “Violet-Grace’s Law - Life sentences for Death by Dangerous Driving.” *House of Commons Library Debate Pack*, CDP-0155, 2019.7.4. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CDP-2019-0155/CDP-2019-0155.pdf>>

おわりに

警察庁は、あおり運転の厳罰化に向けて道交法の改正の検討を進め、令和2(2020)年3月3日、「道路交通法の一部を改正する法律案」(第201回国会閣法第38号)が国会に提出された⁷⁶。あおり運転に関して、「他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者」を新たに処罰の対象とし、一定の違反行為として、車間距離保持義務違反等、10の行為を挙げている。また、法定刑について、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(高速自動車国道等の場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)としている⁷⁷。また、行政処分も強化する方針で、違反点数について、直ちに免許取消し(過去3年以内に違反行為による免許の取消し等の前歴が無い場合)となる25点(欠格期間2年)とする方向で検討されている⁷⁸。

また、法務省は、自動車運転死傷処罰法の改正の検討を進め、令和2(2020)年3月6日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」(第201回国会閣法第42号)が国会に提出された⁷⁹。あおり運転に関して、自動車運転死傷処罰法が定める危険運転致死傷罪の対象となる行為に「車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為」、「高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為」の2つを加え、これらに関して、人を負傷させた者は15年以下の懲役、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処するとしている⁸⁰。

近年では、あおり運転に関する悲惨な自動車事故が多く報道されている。あおり運転に対する議論を契機として、我が国全体で自動車の安全運転に対する意識が高まり、危険な自動車運転が減少することを期待したい。

⁷⁶ 「第201回国会での内閣提出法律案(件名)(令和2年3月10日現在)」内閣法制局ウェブサイト <https://www.clb.go.jp/contents/diet_201/law_201.html>

⁷⁷ 「国会提出法案 道路交通法の一部を改正する法律案(国会提出日 令和2年3月3日)」警察庁ウェブサイト <<https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>>

⁷⁸ 「高齢運転 事故防止強化」『読売新聞』2020.3.3, 夕刊. なお、著しい危険の場合は35点(欠格期間3年)とする方向で検討されている。

⁷⁹ 「第201回国会での内閣提出法律案(件名)(令和2年3月10日現在)」前掲注(76)

⁸⁰ 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」法務省ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00015.html>